

議長 次に、質問順位2番 3番議員 嘉屋富公君。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 はい、それでは通告に従い質問いたします。

来週3月13日にマスク着用が任意となることから、公共施設において、空気清浄機を設置することはできないかと考えます。他の市町を研修等で訪問してみると、小学校・図書館・公共施設の会議室等々、人の集まるところには、空気清浄機を設置されています。

メーカーや機種によっては、42畳の広さを浄化するのに、空気清浄機そのものの重さが11kgぐらいで移動するにも苦ではなく、花粉、細菌、PM2.5、ウイルスを99.9%除去できるものもあります。しかしながら和木町の現状を見ると、どの施設を見ても設置された場所がなく、このままでよいのかと考えます。

そこで質問させていただきます。国からコロナ対策補助金などを利用して、今後も活用できる空気清浄機を和木町の公共施設である保健センター、図書館、役場庁舎1階等に置くという検討はできないでしょうか。

議長 渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 ご質問いただきました空気清浄機の設置につきましては、新型コロナウイルス感染症の脅威が国内で叫ばれ始めたころ、当初に検討を行いました。その際は、こども園及び小中学校の各教室への設置を優先し、さらに、空気清浄機に限らず、その他のウイルス除去機器についても比較検討を行いましたが、結論としては、設置を見送ることといたしました。理由としては、空気清浄機のウイルスに対する明確な効果が当時不明であったこと、休園や休校による学校での対応を行っていたこと、さらに、小中学校においては、リモート授業にむけた整備を優先

させる必要があったことなどが挙げられます。

また、公共施設全体としては、設置個所数が膨大なものとなることから、一律の設置については、非常に困難であると考えております。

今、おっしゃいました保健センター、図書館、庁舎1階などこれも臨時交付金、コロナの臨時交付金で当初候補には挙がってはありましたけれども、今言ったような理由で設置を見送っております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、空気清浄機は、ウイルスに限定しなければ、細菌や花粉などの除去に有効な場面も当然想定されます。現時点でも、図書館の受付、それから学校の教室や保健室、こういった所には既に空気清浄機を設置しているところもございます。

こうしたことから、空気清浄機の設置につきましては、今後とも、相当な有効性があり必要不可欠である場合に限り、費用対効果を考慮した上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策といたしましては、現在、公共施設においては、適宜、換気を行うことなどにより対応していただいております。令和5年2月10日に変更されました、国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針には、「マスク着用」の考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要であり、政府は、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の励行について呼びかけることとする。と示されていますので、本町におきましてもこの方針に沿って、適切に対策をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議

長

嘉屋富公君。

嘉屋議員 確かにうがい、手洗い、マスク等の励行、これは必ず必要とは考えます。しかしながら今後もワクチン接種、これは和木町は集団接種を行っています。そのためには保健センター、またですね今地球上のどの場所で災害が起こるかも分からないこの世の中です。そういった大きな震災、災害、いろんなことがある時に、避難所にもですね、そういったことを、持ち運び出来るそういった空気清浄機、これは必ず必要と私は考えますがいかがでしょうか。

議長 渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 先程申し上げましたように、必要不可欠、それから相当な有効性があると考えましたらそれは設置の対象にはなりますが、現時点でそういった必要を特に感じている訳ではございません。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 それでは最後にお聞きします。  
もし最低不可欠の場合財源はどうするのでしょうか。今までにコロナウイルスのことによって国から補助金も出てます。そういったことはやっぱり使わずに今からの今度のそういった財政、お金の方の財源はどこになるのでしょうか。

議長 渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の地方再生臨時交付金というお金がありましたので、目的に合致すれば補助金を充当する事ができましたが、5年度以降、おそらくこの補助金はだんだん無くなっていくか、もしかしたら無くなるかもしれません。そうなるとその補助金は使えませんので、もしどうしても買う、設置するとなれば町の一般財源持ち出しということになると思います。

議長

嘉屋富公君。

嘉屋議員

まあできるだけ前向きに検討していただきたいと考えて今の質問はこれで終わりたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

今、一時避難所となっています集会所等の雨戸の設置はできないかということです。

災害時に一時避難所となっている集会所には、雨戸がなく、大型台風が来た際、飛散物が硝子等に当たって、失礼しました、硝子戸に当たって、破損する恐れがあります。養生をかねて雨戸を設置してはいかがと考えます。

昨年の台風14号のように雨が主な台風もあります。しかしながら風が強風というのもあります。和木町も高齢化社会となっている現在では、地震、台風等の災害時に近隣の一時避難所となっている集会所に避難することは、人としての性でもあり、考えでもあります。誰もが安心・安全を求めて避難すると考えます。しかしながら、例をあげると5丁目の集会所は一時避難所となっていますが、台風が来た際、また強風が吹いて瓦等が飛散しても雨戸のような飛散防止養生が無く、安心できない状況であることから、アルミ製の雨戸サッシを設置する検討はできないでしょうか。

議長

渡邊企画総務課長。

渡邊企画  
総務課長

建物に後付けで雨戸を設置する場合、一般的な引き戸タイプや上下に動かすシャッタータイプなどがあるようです。

町内の集会所でも、窓の配置や壁面の余裕面積などが異なるため一概には言えませんが、各集会所に適した工法を用いれば雨戸を設置することは可能だと思います。

しかしながら、今後雨戸未設置の集会所などに、全てに雨戸を取り付けるとなると、多額の予算が必要となります。例を挙げますとある集会所では200万円以上かかると言われたところもございます。

また、こういった雨戸を仮に設置した後でも、実際に、先程嘉屋議員が言われた、暴風雨などによって避難してそこで雨戸を使わなきゃいけないような状態、これは年間でもう数日、1日ないし2日ぐらいしかないだろうと思われま

す。こうしたことから、十分な、これも費用対効果が得られないと思われ、雨戸設置は困難であるのご理解いただきたいと思

います。嘉屋議員がさっきおっしゃいました、ご指摘にあるように、暴風等による飛来物により、ガラスが破損するということは十分想定されることではございますが、現在、台風接近時等の避難所の開設にあたりましては、土砂崩れや浸水被害等も想定して、2階以上の高層階となる、総合コミュニティセンターなどを優先して開設をしております。

そういったことから、平屋である集会所を優先的に避難所として開設する可能性は低く、緊急で雨戸を設置する必要性も高くないとこのように考えております。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 今、答弁によりました、年に4、5回かもしれないと。私の意見ではですね、年に1回でもそういったことが起これば、例えばガラスが破損する、これを修繕するその費用を考えると雨戸を設置の方がより安く感じる、いいと考

えます。それとですね、今2階以上の建物と言われました。しかしながら沖灰場、新地方面の方はですね、どうしても5丁目集会所、一時避難っていうことがまずあります。そこの辺をよく考えて答弁をしていただきたいんですけど、実際にそういうふうに避難の時、避難する時に、一時避難っていう方に認められている訳ですよ、そこをどうするか、そこをもう一回返答してください。

議長 渡邊企画総務課長。

渡邊企画  
総務課長

「一時避難所」という言葉はちょっと災害法上、嘉屋議員がおっしゃるのは恐らく「指定避難所」のことだと思うんですが、先程申し上げましたように避難所として町が開設するのは、まず総合コミュニティセンター、続いて中学校、子ども園と開いていきます。最後の最後、どうしてもそこに収容しきれない、皆さんが入れなくなったら各集会所とか辺りが一時避難所、一時的に避難する場所になるんですが、先程申し上げましたように雨戸を作るとなると100万から恐らくかかると思うんですよね、そういったことでまずは避難される場合にはコミュニティセンターに避難していただきたい、そういうことでございます。

議長

嘉屋富公君。

嘉屋議員

どうしても避難所ってということでコミュニティセンター、言われますけど、もう少し高齢者のことを自分じゃなしに高齢者のことを考えて、自分が75歳、80歳、85歳になった時に、じゃあ沖灰場、新地からどうやってコミセンまで避難するのか、そのために一時避難所、そこからバスなりなんなりで皆さんを避難さす、そのための一時避難所と私は考えてますがいかがでしょうか。

議長

暫時休憩します。

休憩 9時 33分

再開 9時 35分

議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長

嘉屋富公君。

嘉屋議員 沖灰場にある集会所の方にですね、緊急避難所として設置されております。指定されております。そのために高齢者の方等が一旦そこに集まりながらまたあそこから移動するとは思いますが、そういった場合にですね、どうなのかっていうことをお伺いします。

議長 渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 町が指定する避難所への交通手段といいますか、お一人で避難するのは大変難しい、大変な場合にはですね、役場の方にご一報いただければ集まっていच्छるところ、またはご自宅から避難所であるコミュニティセンターなどへの、連れていくことを今毎回やっておりますので、そちらで対応させていただきたいと思います。

また和木5丁目の三井の体育館、これも避難所になっておりますので、コミセンなどがいっぱいになってですね、その先もし避難が必要であればそちらも利用いただくことができます。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 今後も和木町はですね、災害等ですね、強く、安心安全に暮らせる町として私もやっぱり努力してまいりますので、いろんな方面でご検討の方をよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長 再質問はありませんか。

嘉屋議員 ありません。

議長 再質問がないようですので、以上で嘉屋富公君の一般質問を終わります。